

○ 相互救済事業

本会の事業は、その設立経過から、地方自治法第 263 条の 2 の規定に基づき、市等の委託を受けて実施する公有財産等の災害による損害の相互救済事業を主たる事業のひとつとして位置づけているところです。

本会の相互救済事業は、相互救済という趣旨から、「共済」という手段（名称）を用いていますが、特定団体又は特定職域の構成員の利益を目的とし、受益の機会をそれらの特定多数の者に限定している「共益」とは根本的に異なり、公有財産等の災害損失についての相互救済を行うことを通じて、住民生活のセーフティネットとしての役割を担っているところです。

公有財産等は、住民の共有財産であるとともに、教育・文化、保健・医療、環境・衛生、消防・救急、福祉等の市等が担う様々な都市機能の拠点や資源であり、これらの災害による損失は、住民生活に重大な影響を及ぼすこととなります。また、公有財産等の中にはごみ処理工場（爆発・火災）や水源設備、風力発電装置（落雷）等、事故発生率や大事故の危険性が高く、民間の保険を付保とすることが現実的には困難な物件も含まれています。

本事業では、これらを全て公有財産等の括りで事業対象としており、損害のてん補により、被害を受けた公有財産等の持つ都市機能の回復を促進することで住民福祉活動の円滑実施に寄与してまいりました。

加えて、その事業運営に際して、低廉な共済基金分担金により実施するという精神は、現在に至るまで一貫しており、住民の負担軽減の面でも、寄与してまいりました。

これらを通じて、本会は、安定的な住民生活を支えるセーフティネットとしての役割を担い、設立以来、不特定多数の住民の利益に寄与しています。

事業は市等を通じて実施していますが、あくまで目的は、安定的な住民生活のセーフティネットとしての役割を担うことであり、その対象となる財産が公有財産等であることから、それを所有、使用又は管理する市等を通じての事業となるものであります。

なお、災害による損害の防止・軽減を図るための事業として、消防防災施設等に対する資金貸付、防災に係る調査研究及び普及啓発を実施しており、これらにつきましても、事業内容から市等を通じて実施しておりますが、相互救済事業と同様、目的は安定的な住民生活のセーフティネットの充実を図り、不特定多数の住民の利益に寄与することです。

また、防災専門図書館の目的は、すべての住民を閲覧の対象とすることにより、不特定多数の住民の利益に寄与することです。

以上から、本会の相互救済事業は公有財産等の災害による損害に対する救済する機能を有している点、災害防止等都市機能に関わる資金貸付や調査研究・普及啓発については、災害による損害を防止・軽減する機能を有している点、防災専門図書館等は住民の防災意識の向上を図る機能を有している点で、これらは防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に相互補完しあう関係となっており、事業全体を通じて住民福祉の向上に寄与し、不特定多数の者に利益をもたらすものです。

なお、本会の事業は、相互救済事業を運営するための共済基金分担金による収入とその他の収入を財源として運営しております。

[事業の内容]

- 1 火災、水災、震災その他の災害に因る市又は市が設置する一部事務組合等が所有、使用又は管理している財産の損害に対する相互救済事業（地方自治法第 263 条の 2 に規定する相互救済事業）

(1) 事業の目的

低廉な共済基金分担金で公有財産等の災害に因る一定の損害に対する相互救済事業を行うことにより、市等の経費節減と災害時の財政負担を軽減するとともに、住民負担の軽減と住民福祉活動拠点の早期回復に資することにより、住民福祉の向上に寄与いたします。

(2) 事業内容

本事業は、小中学校の校舎など市等が所有、使用又は管理する財産の災害による一定の損害をてん補するものであります。

本事業は、引き受ける公有財産等の種類により、建物総合損害共済、自動車損害共済の二つの共済種目に分類しています。また、それぞれの共済委託物件を対象に、各々の共済種目の附帯制度として地震災害見舞金制度を設けています。各種目の制度については、災害共済金・見舞金の支払実績等から個別に計算し、事業運営の適正を図っています。

本事業については、住民の利益の増進が目的であることから、事業の設計及び運営の基本は、住民福祉活動の拠点であり安定的な住民生活に必要不可欠である公有財産等の災害に因る損害を迅速にてん補し、復旧に資することができる仕組みを構築しています。

例えば、営利を目的とする民間損保が実施している総合保険の場合、物件種別（住宅物件、工場物件、倉庫物件、一般物件）に応じて保険料率が異なり、特に事故率や損害率が高く危険度の大きな物件（例：風力発電装置や、ボイラー等の機械類及びそれを設備として有する工場施設等）に対しては保険料は非常に高く設定されるため、保険に加入しようとする側にとって、現実的には保険を付保する（保険に加入する）ことが困難な物件があります。自動車保険についても、自動車の用途車種や使用目的等によって危険度が大きく異なっており、危険度の大きい緊急車両（消防車、救急車）や塵芥車は、保険料は非常に高く設定されるため、同様です。

しかしながら、本事業では、上記目的から危険度の大きい公有財産等（例えば、ボイラー等の設備を設けているごみ焼却場等や緊急車両）であっても、共済基金分担金基率の設定に際して、危険率については安定的な住民生活の確保を図る観点から算定の要素に含めないこととすることで、委託する側にとって共済委託物件とすることが困難となる公有財産等は名実ともに生じず、かつ災害による公有財産等の損害時には、いち早く住民生活のセーフティネットとしての役割を担うことが可能です。

さらに、地震については、てん補の対象外（免責）としておりますが、地方自治法第 263 条の 2 の趣旨に則し、見舞金制度を設けることにより、実質的に通常の火災等による損害であればてん補される額の 15%相当を見舞金として交付する制度を設けております。

地震災害見舞金制度については、

〔1〕建物総合損害共済又は自動車損害共済への委託物件は、自動的に地震災害見舞金の交付対象物件となる。

〔2〕民間損保が実施する地震保険のように、当該保険のための保険料（本会の共済基金分担金）に相当するものは徴収していない。

という特色を有しており、かつ災害による公有財産等の損害時には、住民生活のセーフティネットとしての役割を担っているところです。